

平成22年 5 月

# 熊野市議会臨時会会議録

平成22年 5 月 14 日 開会

平成22年 5 月 14 日 閉会

熊 野 市 議 会

## 平成22年5月熊野市議会臨時会会議録目次

### 第1日目（5月14日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
会議に出席した事務局職員の職氏名	2
議事日程	2
開 会	4
議長の選挙	8
議席の指定	11
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	12
副議長の選挙	12
紀南病院組合議会議員の選挙	14
紀南介護保険広域連合議会議員の選挙	15
東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙	16
三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	17
諸般の報告	18
説明のための出席者	19
議案の上程	19
提案説明	19
議案第1号	20
議案第2号	20
議案第3号	20
議案の質疑	25
委員会付託の省略	26
討論、採決	26
同意案第1号	28
閉会中の継続審査	29
閉 会	30

署名議員.....	31
-----------	----

平成22年5月熊野市議会臨時会会議録

平成22年5月14日（金曜日）

第 1 日

招集年月日 平成22年5月14日（金）  
招集の場所 熊野市議会議場  
開 会 平成22年5月14日（金）午前9時00分  
開 議 平成22年5月14日（金）午前9時00分  
出席議員

1番	道 後 宣 弘 君	2番	西 賢 二 君
3番	濱 重 明 君	4番	和 田 いく子 さん
5番	増 田 幸 美 君	6番	山 田 実 君
7番	下 田 克 彦 君	8番	岩 本 育 久 君
9番	樋 口 雄 史 君	10番	山 本 良 正 君
11番	山 本 洋 信 君	12番	中 田 悦 生 君
13番	中 田 征 治 君	14番	前 地 林 君
15番	前 田 桂之助 君	16番	清 水 純 一 君

欠席議員

な し

## 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市	長	河上 敢二 君	監 査 委 員	山本 時生 君
市 民 保 険 課 長		岩本 眞智子さん	総 務 課 長	島田 克史 君
税 務 課 長		和田 博史 君	監査委員事務局長	林 康成 君

## 職務のため出席者

事 務 局 長	松下 任克 君	次長兼庶務係長	山口 耕作 君
議 事 係 長	田岡 理恵 さん	庶 務 係	山口 春菜 さん

## 提出議案

議案第1号 専決処分の承認について

議案第2号 専決処分の承認について

議案第3号 専決処分の承認について

同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

## 議事日程

開 会

日程第1 議長の選挙

日程第2 議席の指定

開 議

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 副議長の選挙

- 日程第6 紀南病院組合議会議員の選挙  
日程第7 紀南介護保険広域連合議会議員の選挙  
日程第8 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙  
日程第9 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

諸般の報告

- 1 説明員の報告
- 2 第93回東海市議会議長会定期総会の出席報告  
[提案理由、内容説明、質疑、討論、採決]

日程第10 議案第1号 専決処分の承認について

日程第11 議案第2号 専決処分の承認について

日程第12 議案第3号 専決処分の承認について

[提案理由、採決]

日程第13 同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

日程第14 閉会中の継続審査の申し出について

閉 議

閉 会

---

午前 9時 00分 開会

○議会事務局長（松下任克君） 皆さん、おはようございます。

議会事務局長の松下でございます。

本臨時会は、改選後、最初の議会でございますので、地方自治法第107条の規定により、議長が選挙されるまでの間、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ご出席の議員中、前田議員が年長でありますので、ご紹介申し上げます。

前田議員、議長席にお着きください。それではよろしく申し上げます。

（前田桂之助議員、議長席に着席）

○臨時議長（前田桂之助君） ただいまご紹介いただきました前田でございます。

地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。

去る4月25日に執行されました第2回熊野市議会議員選挙におきまして、めでたくご当選を果たされました議員の皆様方に対しまして心からお祝いを申し上げます。

今回の選挙は、熊野選挙区、紀和選挙区が統一されての最初の選挙となりました。また、議員定数が18名から16名へと2人の減となり、定員より1名オーバーという少数激戦のもとに行われましたけれども、皆様方におかれましては、激戦を勝ち抜かれまして、熊野市の選良としての栄誉を与えられたものであり、深く敬意を表する次第でございます。

さて、ご承知のとおり、本市を取り巻く諸状況は、過疎化、少子高齢化の進展に加え、低迷する社会経済情勢とも相まって大変厳しい状況にございます。そのような中ではございますが、施政方針でも申し上げましたように、整備が進む高速道路完成に向けて、働く場、雇用の創出を第一とした産業振興、超・超という言葉が2つついてもおかしく

ない高齢社会に対応した暮らしの安心確保、健康づくり、観光・スポーツ・文化の振興によるさらなる交流人口の拡大などのほか、子育て支援、少子化対策、環境対策の充実等々、各分野における施策に積極的に取り組み、活力があり安心して暮らせる熊野市の実現に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

議員の皆様方におかれましては、市政運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ますますご健勝で市の発展のためご活躍いただきますよう心からご祈念を申し上げ、あいさつとさせていただきます。

○臨時議長（前田桂之助君） 改選後最初の議会であり、初対面の方もございますので、この際、執行部を含めまして自己紹介をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（前田桂之助君） ご異議がないようですので、ただいまから自己紹介をお願いいたします。

まず、執行部からお願いしますが、先ほど、市長からごあいさつを受けましたので、副市長から順次お願いします。

（執行部自己紹介）

○副市長（山川 勝君） おはようございます。

副市長の山川でございます。議員の皆様には、さきの市会議員選挙での当選、おめでとうございます。心からお祝い申し上げますとともに、これからもよろしく申し上げます。

○教育長（杉松道之君） 教育長の杉松でございます。どうかよろしく申し上げます。

○市長公室長（土口直洋君） 市長公室長の土口でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○総務課長（島田克史君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長の島田でございます。よろしく申し上げます。

○消防長（大谷直人君） 消防長の大谷でございます。よろしく申し上げます。

○福祉事務所長（陰地博則君） 福祉事務所長の陰地でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○地域振興課長（和田 仁君） 地域振興課長の和田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○建設課長（奥田博典君） 建設課長の奥田でございます。どうぞよろしく申し上げます。



- 農業振興課長（森岡澄夫君） 農業振興課長の森岡でございます。どうぞよろしくお願  
いいたします。
- 環境対策課長（奥村芳信君） 環境対策課長の奥村です。どうぞよろしくお願  
いいたします。
- 健康・長寿課長（大江文章君） 健康・長寿課長の大江です。よろしくお願  
いいたします。
- 市民保険課長（岩本眞智子さん） 市民保険課長の岩本でございます。どうぞよろしく  
お願  
いいたします。
- 税務課長（和田博史君） 税務課長の和田です。どうぞよろしくお願  
いいたします。
- 水道課長（岡本憲明君） 水道課長の岡本でございます。よろしくお願  
いいたします。
- 林業振興課長（下岡昌年君） 林業振興課長の下岡です。よろしくお願  
いいたします。
- 水産・商工振興課長（久保 智君） 水産・商工振興課長の久保でございます。よろし  
くお願  
いいたします。
- 産業基盤整備課長（山門正昇君） 産業基盤整備課長の山門でございます。よろしくお  
願  
いいたします。
- 防災対策推進課長（西垣戸 勝君） 防災対策推進課長の西垣戸です。よろしくお願  
い  
いたします。
- 会計管理者兼会計課長（星山政文君） 会計管理者兼会計課長の星山です。よろしくお  
願  
いいたします。
- 紀和総合支所地域総合課長（恵木博若君） 紀和総合支所地域総合課長の恵木ござい  
ます。よろしくお願  
い  
いたします。
- 農業委員会事務局長（長田健次君） 農業委員会事務局長の長田でございます。よろし  
くお願  
い  
いたします。
- 監査委員事務局長（林 康成君） 監査委員事務局長の林です。どうぞよろしくお願  
い  
いたします。
- 東紀州農業共済組合事務局長（庵前佳生君） ……（録音漏れ）……東紀州農業共済事  
務局事務局長の庵前です。どうぞよろしくお願  
い  
いたします。
- 紀南病院事務部長（久保治也君） 紀南病院事務部長の久保と申します。どうぞよろし  
くお願  
い  
いたします。
- 消防次長兼消防署長（湊 堅時君） 消防次長兼消防署長の湊と申します。よろしくお

願います。

○消防本部副参事兼総務課長（松田明彦君） 熊野市消防本部副参事兼総務課長松田です。どうぞよろしく願います。

○消防本部副参事兼予防課長（片岡信次君） 消防本部副参事兼予防課長の片岡です。よろしく願います。

○建設課用地対策監（瀨口武彦君） 建設課用地対策監の瀨口です。どうぞよろしく願います。

○地域総合課副参事（須摩道男君） 地域総合課副参事の須摩です。よろしく願います。

○臨時議長（前田桂之助君） ありがとうございます。

なお、本日、浜口観光スポーツ交流課長が欠席しておりますので、ご報告を申し上げます。

それでは、次に、議員諸君の自己紹介をただいまの席順に願います。

どうぞ。

（議員自己紹介）

○1番（道後宣弘君） 道後でございます。本名はみちのうしろですけれども、通名でみちごと、ずっとこれから通していきます。よろしく願います。

○2番（西 賢二君） 新人の西です。よろしく願います。

○3番（濱 重明君） 濱です。よろしく願います。

○4番（和田いく子さん） 和田いく子です。よろしく願います。

○5番（増田幸美君） 増田でございます。どうぞよろしく願います。

○6番（山田 実君） 山田です。どうぞよろしく願います。

○7番（下田克彦君） おはようございます。下田克彦でございます。よろしく願います。

○8番（岩本育久君） 岩本でございます。よろしく願います。

○9番（樋口雄史君） 樋口雄史でございます。どうぞよろしく願います。

○10番（山本良正君） 山本良正です。よろしく願います。

○11番（山本洋信君） 山本洋信です。よろしく願います。

○12番（中田悦生君） 中田悦生でございます。どうかよろしく願います。

○13番（中田征治君） 中田征治です。戻ってきました。よろしく願います。

○14番（前地 林君） 前地林です。よろしく申し上げます。

○16番（清水純一君） 清水純一です。よろしく申し上げます。

○臨時議長（前田桂之助君） 前田です。どうぞよろしく申し上げます。

---

○臨時議長（前田桂之助君） 暫時休憩いたします。執行部の方は退場をお願いします。  
議員諸君は、しばらくそのままお待ちください。

（午前 9時 10分）

---

○臨時議長（前田桂之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時 11分）

---

## 開 会 ・ 開 議

○臨時議長（前田桂之助君） ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成22年5月熊野市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮に席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、議事日程はお手元に配付のとおりであります。臨時議長としましては、日程第1 議長選挙のみを行い、事後の日程は新議長により運営されますので、ご了承願います。

---

## 議長の選挙

○臨時議長（前田桂之助君） 日程第1「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

議長選挙の方法は投票といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(前田桂之助君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

( 議 場 の 閉 鎖 )

○臨時議長(前田桂之助君) ただいまの出席議員は16名であります。

投票用紙を配付いたします。

( 投 票 用 紙 の 配 付 )

○臨時議長(前田桂之助君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(前田桂之助君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

( 投 票 箱 の 点 検 )

○臨時議長(前田桂之助君) 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

(局長の点呼に従い投票)

○臨時議長(前田桂之助君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(前田桂之助君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

( 議 場 の 開 鎖 )

○臨時議長(前田桂之助君) 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、

2番 西賢二君、8番 岩本育久君、13番 中田征治君を指名いたします。

ただいま指名いたしました3名の諸君の立ち会いをお願いいたします。

(立ち会いのもと開票)

○臨時議長（前田桂之助君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 16票、無効投票ゼロ、白票ゼロであります。

有効投票中、前地林君 10票、清水純一君 6票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、前地林君が議長に当選されました。

前地林君が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

前地林君の発言を許します。

14番 前地林君。

（新議長 前地 林君 登壇）

○議長（前地 林君） 今回、熊野市議会議長に命じられたことは、この統一選挙で私にとって紀和町選出という言葉がなくなり、晴れて熊野市の議員としてこの議長を受けることは非常に感銘深いものがあります。他の議員の方々には、選挙に次ぐ選挙で大変なご迷惑をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。

熊野は合併により市の面積だけは広くなりましたが、少子高齢化はいまだにとめることなく解決策も見出せない中で、近大高専の名張市への移転問題、移転となれば熊野市の経済に大きな影響を与えることとなります。山間部、海岸部の住民にとっては熊野JAの7店舗の来年3月の撤退問題があります。JAが撤退すれば店舗がなくなる地区があります。撤退は限界集落に拍車をかけることとなります。平成25年に開通する高速道路、高規格道路に備えて市が手がけるふるさと公社を中心とする地域活性化策は、この4年間で熊野市にとって大きな局面になると思われまます。これらのさまざまな諸問題及びさまざまな課題に対して、今まで同様、市と議会が両輪となって対応していかなければなりません。今後、申し入れられると思われる御浜町との合併問題については、私は私人を捨てて議長として調整役に徹し、時間をかけて多くの人たちの意見を聞いていきます。急ぐ必要は何もありません。

前議長の前田議員のように、そつなく力強く采配を振ることは私にはできませんが、誠心誠意議長を務め、この後選出される副議長には全幅の信頼を置いて議会運営に努めます。この1年間、温かいご支援とご協力をお願い申し上げ、議長の就任ごあいさつと

いたします。ありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長（前田桂之助君） 議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。

これで新議長と交代いたします。

議長、議長席にお着きください。

(新議長、議長席に着席)

---

### 議席の指定

○議長（前地 林君） ただいま交代いたしました。議事運営にご協力をお願いいたします。

日程第2「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を局長に朗読させます。

○議会事務局長（松下任克君） 命により、朗読いたします。

1番 道後宣弘議員、2番 西 賢二議員、3番 濱 重明議員、4番 和田いく子議員、5番 増田幸美議員、6番 山田 実議員、7番 下田克彦議員、8番 岩本育久議員、9番 樋口雄史議員、10番 山本良正議員、11番 山本洋信議員、12番 中田悦生議員、13番 中田征治議員、14番 前地 林議員、15番 前田桂之助議員、16番 清水純一議員。

以上でございます。

---

### 会議録署名議員の指名

○議長（前地 林君） 日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により、議長において、

1 番 道後宣弘 議員

9 番 樋口雄史 議員

を指名いたします。

---

## 会 期 の 決 定

○議長（前地 林君） 日程第4「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時議会の会期については、本日5月14日、1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日5月14日、1日間と決しました。

---

## 副議長の選挙

○議長（前地 林君） 日程第5「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

（ 議 場 の 閉 鎖 ）

○議長（前地 林君） ただいまの出席議員は16名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

( 投票用紙の配付 )

○議長(前地 林君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

( 投票箱の点検 )

○議長(前地 林君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

( 局長の点呼に従い投票 )

○議長(前地 林君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) 投票漏れをなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

( 議場の開鎖 )

○議長(前地 林君) 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、

2番 西賢二君、8番 岩本育久君、13番 中田征治君を指名いたします。

ただいま指名いたしました3名の諸君の立ち会いをお願いいたします。

( 立ち会いのもと開票 )

○議長(前地 林君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 16票、無効投票 ゼロ票、うち白票ゼロであります。

有効投票中、増田幸美君 14票、岩本育久君 2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、増田幸美君が副議長に当選されました。

増田幸美君が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告



知いたします。

増田幸美議員の発言を許します。

5番。

(新副議長 増田幸美君 登壇)

○副議長(増田幸美君) 皆様、おはようございます。一言お礼を申し上げます。

ただいまの副議長選挙におきまして、不肖私増田に対し多くの議員の皆さんからご指示を賜り、副議長にご推挙をいただきました。身に余る光栄と心から感謝を申し上げますとともに、改めて責任の重さを痛感しているところでございます。

今、熊野市は課題が山積しております。私は、議長の補佐役として市政発展と正常で円滑な議会運営のため全力を挙げる所存でございます。どうか議員の皆様のお一層のご理解、ご協力をお願いしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

(拍手)

---

○議長(前地 林君) それでは暫時休憩します。

9時55分から全員協議会を開催します。議員諸君は、第3委員会室にご参集願います。

(午前 9時 44分)

---

○議長(前地 林君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 43分)

---

### 紀南病院組合議会議員の選挙

○議長(前地 林君) 日程第6「紀南病院組合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、紀南病院組合同規約第5条の規定により、本市議会議員のうちから5名の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

紀南病院組合議会議員に、西賢二君、濱重明君、和田いく子さん、下田克彦君、前田桂之助君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の議員を、紀南病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの議長において指名いたしました5名の議員が、紀南病院組合議会議員に当選されました。

西賢二君、濱重明君、和田いく子さん、下田克彦君、前田桂之助君が議場におられますので、本席から会議規則第31条2項の規定により告知いたします。

---

### 紀南介護保険広域連合議会議員の選挙

○議長(前地 林君) 日程第7「紀南介護保険広域連合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、紀南介護保険広域連合規約第8条の規定により、本市議会議員のうちから5名の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思

ますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

紀南介護保険広域連合組合議会議員に、道後宣弘君、山田実君、岩本育久君、山本洋信君、中田征治君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の議員を、紀南介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました5名の議員が、紀南介護保険広域連合議会議員に当選されました。

道後宣弘君、山田実君、岩本育久君、山本洋信君、中田征治君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

---

### 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙

○議長(前地 林君) 日程第8「東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、東紀州農業共済事務組合同規約第5条の規定により、本市議会議員のうちから2名の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

東紀州農業共済事務組合議会議員に、道後宣弘君、山本良正君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました2名の議員を、東紀州農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました2名の議員が、東紀州農業共済事務組合議会議員に当選されました。

道後宣弘君、山本良正君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

---

### 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(前地 林君) 日程第9「三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりた

いと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。

指名は、議長において行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、前地林を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました議員を、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私、前地林が、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

議会議員規則第31条第2項の規定により、当選人に対して告知いたします。

---

○議長(前地 林君) それでは暫時休憩いたします。

(午後 1時 51分)

---

○議長(前地 林君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 59分)

---

## 諸 報 告

○議長(前地 林君) 会議に先立ち、諸般の報告については、去る4月22日、第93回東

海市議会議長会定期総会が沼津市において開催され、事務局が出席いたしました。

その席上、松山秀夫元議員、在職15年、前田桂之助議員、同じく15年、山本良正議員、在職10年、今西春由元議員、同じく10年の表彰に浴しましたので、ご報告いたします。

なお、会議の協議事項はお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

---

### 説明のための出席者

- 議長（前地 林君） 議事に先立ち、諸般の報告については、地方自治法第121条の規定により、関係当局に出席を求めたところ、お手元に配付しております文書のとおり通告を受けております。
- 

### 議案の上程（議案第1号～議案第3号）

- 議長（前地 林君） 日程第10 議案第1号「専決処分の承認について」から、日程第12 議案第3号「専決処分の承認について」までを一括議題といたします。

### 提案説明

- 議長（前地 林君） 市長の提案理由の説明を求めます。  
市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

- 市長（河上敢二君） 平成22年5月熊野市議会臨時会に提出いたしました議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認について」につきましては、年少扶養控除に係る扶養控除の廃止など、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、その施行期日が本年4月1日とされたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により

熊野市税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第2号「専決処分の承認について」につきましては、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置の拡充など、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成22年3月17日に公布され、その施行期日が本年4月1日とされたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により熊野市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第3号「専決処分の承認について」につきましては、非自発的な理由により離職した者の国民健康保険税の軽減など、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、その施行期日が本年4月1日とされたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

### 上程議案の内容説明

○議長（前地 林君） 次に、順次内容の説明を求めます。

議案第1号、2号及び議案第3号について。

税務課長。

（税務課長 和田博史君 登壇）

○税務課長（和田博史君） 議案第1号「専決処分の承認」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の熊野市税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されましたことによります改正でございます。

今回の改正の主なものは、個人住民税に係る給与所得者、公的年金等受給者の扶養親族申告書にかかわるもの、65歳未満の方の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法にかかわるもの、市たばこ税の税率の改正にかかわるもの、非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設にかかわるものとなっております。

なお、地方税法において、年少扶養控除の廃止、生命保険料控除の階層等の所得控除の改正が行われておりますが、熊野市税条例の所得控除の条例文中は、地方税法の条項を引用していますので、市税条例の改正には至っていないものとなっております。

議案書の3ページから19ページにおいて新旧対照表でご説明させていただきます。

順を追って、できるだけ簡潔にご説明申し上げます。

3ページをごらんください。

熊野市税条例の一部改正についてご説明いたします。

熊野市税条例本則の改正であります。

第19条の改正は、地方税法第321条の8の改正で項の削除及び項の繰り下げが行われたことによります字句の修正であります。

4ページの第31条は、地方税法第312条第3項において改正が行われたことに伴う字句の修正であります。

4ページから5ページにおいての第36条の3の2、第1項から第5項までの改正につきましては、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に関するものでありまして、扶養親族の必要事項を記載した申告書を給与支払い者に提出し、給与支払い者を經由して市長に提出しなければならなくなったことについて、地方税法上に新たに規定したものであります。現行制度上は、住民税の扶養控除に必要な情報は所得税と一体的に収集してまいりましたが、所得税の年少扶養控除が廃止されたことにより、所得税法上で年少扶養親族の情報を収集しないことになることから、住民税所得割の課税最低限度への影響及び課税総所得や非課税を含む税額等を活用している他制度への影響を考慮しまして、扶養親族の情報収集に関する根拠を地方税法上に規定したものであります。

5ページ下段から6ページの第36条の3の3、第1項から第5項につきましては、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について、給与所得者同様に扶養親族の必要事項を記載した申告書を公的年金等の支払い者に提出し、公的年金等の支払い者を經由して市長に提出しなければならないことについて、新たに地方税法上で規定したものであります。目的、理由等につきましては、給与所得者の扶養親族の申告書の提出とほぼ同様となっております。

次に7ページの第44条の第2項から第4項の改正につきましては、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収に関するものであります。この改正は、65歳未満の方の公的年金等所得を有する給与所得者について、特別徴収すべき給与所得に係る税額に公的年金等



に係る所得割を加算して、一括特別徴収することができることとなりました。平成21年度の税制改正によりまして、65歳未満の方の公的年金分の所得割については普通徴収での徴収となり、窓口等での納付の手間が新たに発生するなど非効率的なものとなっていたため、平成20年度までの制度に戻したものであります。

8ページの第45条は、第44条の改正において項が繰り下げられたことに伴う字句の修正であります。

8ページから10ページにかけての第48条は、第1項から第4項までが地方税法第321条の8の改正に伴う字句の修正、第6項においては、法人税法第2条第12号の改正に伴う字句の修正であります。

10ページ下段の第50条は、地方税法321条の8の改正に伴う字句の修正となっております。

11ページの第54条第6項は、固定資産税の納税義務者等についてであります。地方開発事業団が廃止となったことによります字句の削除であります。

12ページの第95条は、たばこ税の税率についてであります。旧3級品以外の製造たばこの市町村たばこ税が1,000本につき3,298円から4,618円に約40%、1,320円引き上げられたものであります。

これからは附則の改正となりますが、附則第15条の読みかえ規定は削除となり、特別土地保有税の課税の特例第15条の2が第15条に繰り上げされたものであります。

附則の第16条の2の改正は、旧3級品たばこ市町村たばこ税が1,000本につき1,564円から2,190円に約40%、626円引き上げられたものであります。市町村たばこ税の引き上げの施行日は平成22年10月1日となっております。

13ページをごらんください。

附則第19条の3は非課税口座内の上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例であります。この規定は、非課税口座内の少額上場株式等の投資により受ける配当所得及び譲渡所得等について非課税措置が設けられたことにより創設されたものであります。内容は、少額上場株式等の配当や譲渡益の非課税の適応を受けるため、一定の手続により金融商品取引業者の営業所に設定された上場株式等の振替記載等に係る口座を設けることにより、非課税の適用を受けるものであります。毎年新規投資額100万円を上限として非課税投資総額として、平成24年から26年までの3年間、それぞれ年間100万円を限度として、投資総額300万円までが対象となります。保有期間は最長10年間で、途中

売却は自由となっており、口座開設数は年間1人1口座となっております。導入時期は平成24年から実施される上場株式等の20%の本則税率化に合わせて導入することとなっておりますので、平成25年1月1日施行となっております。

14ページから16ページにかけての附則第20条の4の条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例、次の16ページ第20条の5の保険料に係る個人の市民税の課税の特例における各項の改正部分の租税条約の「等」の追加につきましては、租税条約以外の我が国の締結した国際約束で、租税の付加または徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有する租税情報交換協定が追加されたことによる改正となっております。

16ページ下段附則第1条は、この条例の施行期日を定めております。

この条例は、原則平成22年4月1日から施行しますが、附則第1条第1号に掲げる改正規定の施行日は平成22年6月1日、同条第2号に掲げる改正規定の施行日は平成22年10月1日、同条第3号に掲げる改正規定の施行日は平成23年1月1日、同条第4号に掲げる改正規定の施行日は平成25年1月1日、同条第5号に掲げる改正規定の施行日は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日であります。

また、17ページからの附則第2条は、個人の市民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は小売販売業者が旧税率で仕入れた製造たばこを、税率引き上げ後に新税率を含めた価格で販売した場合に、新税率と旧税率の差に相当する税額を不当に利得することになることなどから、不当利得にならないように手持ち品課税における市たばこ税に関する経過措置を定めております。

引き続きまして、議案第2号「専決処分の承認」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の熊野市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成22年3月17日に公布されたことにより改正でございます。

議案書の22ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

今回の改正は、第1条は過疎地域における固定資産税の特例を受ける業種のうち、ソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業を追加して拡充を図ったものであり、附則第4項は、この法律の執行期限を6年間延長し、平成28年3月31日までとなっております。

下段の附則は、この条例の施行期日を定めております。

この条例は、原則平成22年4月1日から施行しますが、附則第4項の改正規定は公布の日からの施行するものであります。

引き続きまして、議案第3号「専決処分の承認」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことによります改正でございます。

今回の改正の主なものは、倒産、解雇等により離職した非自発的失業者の国民健康保険税について、前年の給与所得を100分の30として計算するもので、保険税の軽減に関するものとなっております。

議案書の25ページから29ページにおいての新旧対照表でご説明させていただきます。

25ページをごらんください。

熊野市国民健康保険税条例本則及び附則の改正であります。

第28条の第1号、第2号及び第3号は、地方税法第703条の5の改正に伴う字句の修正及び地方税法第314条の2第2項に規定する金額を引用していたものを定額の33万円に改めたものであります。

26ページの第28条の2は、倒産、解雇等で離職した非自発的失業者の特例対象被保険者等に対する国民健康保険税を軽減する措置として定められたもので、非自発的失業者の前年の所得を100分の30として保険税を計算するものとしております。

保険税の軽減の算定期間は、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までとなっております。

第29条の2は、第1項において特例対象被保険者等が保険税の軽減を受けるために、離職理由等を記載した申告書を市長に提出しなければならないことになっております。第2項において特例対象被保険者に該当するかどうかは、市において把握することができないため、確認行為として雇用保険受給資格証を提示していただくこととしております。

27ページからの附則の6項、11項は字句の修正であります。

第17項の条約適用利子等に係る保険税の課税の特例及び第18項の条約適用配当等に係る保険税の課税の特例の改正において、租税条約の「等」の追加につきましては、租税条約以外の我が国の締結した国際約束で、租税の付加、または徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有する租税情報交換協定が追加されたことによる改正と

なっております。

29ページにおきまして、附則第1条は、この条例の施行期日を定めております。

この条例は、原則平成22年4月1日から施行しますが、附則第17項及び附則第18項の改正規定は平成22年6月1日から施行するものであります。

附則第2条は、改正後の規定の適用区分を定めたものであります。

以上、議案第1号の専決処分、議案第2号の専決処分及び議案第3号の専決処分についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

## 質 疑

○議長（前地 林君） 日程第10 議案第1号「専決処分の承認について」を議題とし、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

日程第11 議案第2号「専決処分の承認について」を議題とし、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、10番。

○10番（山本良正君） それでは、熊野市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の条例改正前のことと改正後について、ちょっと改めてお聞きしたいと思うんですけど、第1条の改正前はソフトウェア業と、こうなっていますが、改正後は情報通信技術利用事業となっていますが、この違いについて述べられたいのと、また市内においての製造事業者またはこの対象とする事業、旅館業を含め、どういった設備なのか、そのことについて改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（前地 林君） 税務課長。

○税務課長（和田博史君） ソフトウェア業につきましては、この地域で該当の、過疎地域の適用を受けた業種はありません。

それと、違いにつきましては、ソフトウェア業は、電子計算機のプログラムの作成やコンピューターのプログラムのデータの総称ということで、情報通信技術利用事業につきましては、コールセンター等を含む電話による顧客対応やコンピューター等の事業と

いうことで、幅広くなったということでございます。

それと、あと実績につきましては、旅館業とか製造業でございますけれども、管内でも10社近い事業所がこの適用を受けております。

以上です。

○議長（前地 林君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） これにて質疑を終結いたします。

日程第12 議案第3号「専決処分の承認について」を議題として、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### 委員会付託の省略

○議長（前地 林君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号「専決処分の承認について」から議案第3号「専決処分の承認について」までにつきましては、会議規則第36条2項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「専決処分の承認について」から議案第3号「専決処分の承認について」までにつきましては、委員会への付託を省略いたします。

#### 討 論

○議長（前地 林君） 日程第10 議案第1号「専決処分の承認について」を議題とし、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） これにて討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、これを承認することに決しました。

## 討 論

○議長（前地 林君） 日程第11 議案第2号「専決処分の承認について」を議題とし、  
討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） これにて討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、これを承認することに決しました。

## 討 論

○議長（前地 林君） 日程第12 議案第3号「専決処分の承認について」を議題とし、  
討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） これにて討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、これを承認することに決しました。

---

### 熊野市監査委員の選任について

○議長（前地 林君） 日程第13 同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」を議題といたします。

### 提案説明

○議長（前地 林君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 本臨時会に提出いたしました同意案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」につきましては、議員のうちから選任する監査委員として岩本育久議員を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

### 委員会付託の省略

○議長（前地 林君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号につきましては、委員会の付託を省略いたします。

## 採 決

○議長(前地 林君) 日程第13 同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号は、これに同意することに決しました。

---

## 閉会中の継続審査

○議長(前地 林君) 日程第14「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。

本件については、お手元に配付のとおり、会議規則第101条の規定により、各委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり、これを付託の上、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。



よって、各委員長からの申し出のとおり、これを付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

---

## 閉 会

○議長（前地 林君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これにて、平成22年5月熊野市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時 30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

熊野市議会臨時議長 \_\_\_\_\_